

○ 熊本市記念館条例（平成5年条例第46号）新旧対照表

改正後	現行	備考																																								
<p>(設置)</p> <p>第1条 熊本の近代化に貢献した人物及び歴史等に関する資料を収集及び保存し、広く市民の観覧に供するため、記念館を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 記念館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="109 480 857 1412"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏目漱石内坪井旧居</td> <td>熊本市中央区内坪井町4番22号</td> </tr> <tr> <td>熊本洋学校教師ジェーンズ邸</td> <td>熊本市中央区水前寺公園 <u>12番10号</u></td> </tr> <tr> <td>小泉八雲熊本旧居</td> <td>熊本市中央区安政町2番6号</td> </tr> <tr> <td>リデル、ライト両女史記念館</td> <td>熊本市中央区黒髪5丁目23番1号</td> </tr> <tr> <td>徳富記念園</td> <td>熊本市中央区大江4丁目10番33号</td> </tr> <tr> <td>横井小楠記念館</td> <td>熊本市東区沼山津1丁目25番91号</td> </tr> <tr> <td>御馬下の角小屋</td> <td>熊本市北区四方寄町1274番地</td> </tr> <tr> <td>後藤是山記念館</td> <td>熊本市中央区水前寺2丁目6番10号</td> </tr> <tr> <td><u>夏目漱石大江旧居</u></td> <td><u>熊本市中央区水前寺公園 21番16号</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	夏目漱石内坪井旧居	熊本市中央区内坪井町4番22号	熊本洋学校教師ジェーンズ邸	熊本市中央区水前寺公園 <u>12番10号</u>	小泉八雲熊本旧居	熊本市中央区安政町2番6号	リデル、ライト両女史記念館	熊本市中央区黒髪5丁目23番1号	徳富記念園	熊本市中央区大江4丁目10番33号	横井小楠記念館	熊本市東区沼山津1丁目25番91号	御馬下の角小屋	熊本市北区四方寄町1274番地	後藤是山記念館	熊本市中央区水前寺2丁目6番10号	<u>夏目漱石大江旧居</u>	<u>熊本市中央区水前寺公園 21番16号</u>	<p>(設置)</p> <p>第1条 熊本の近代化に貢献した人物及び歴史等に関する資料を収集及び保存し、広く市民の観覧に供するため、記念館を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 記念館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="913 480 1662 1316"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏目漱石内坪井旧居</td> <td>熊本市中央区内坪井町4番22号</td> </tr> <tr> <td>熊本洋学校教師ジェーンズ邸</td> <td>熊本市中央区水前寺公園 <u>22番16号</u></td> </tr> <tr> <td>小泉八雲熊本旧居</td> <td>熊本市中央区安政町2番6号</td> </tr> <tr> <td>リデル、ライト両女史記念館</td> <td>熊本市中央区黒髪5丁目23番1号</td> </tr> <tr> <td>徳富記念園</td> <td>熊本市中央区大江4丁目10番33号</td> </tr> <tr> <td>横井小楠記念館</td> <td>熊本市東区沼山津1丁目25番91号</td> </tr> <tr> <td>御馬下の角小屋</td> <td>熊本市北区四方寄町1274番地</td> </tr> <tr> <td>後藤是山記念館</td> <td>熊本市中央区水前寺2丁目6番10号</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><u>【新設】</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	夏目漱石内坪井旧居	熊本市中央区内坪井町4番22号	熊本洋学校教師ジェーンズ邸	熊本市中央区水前寺公園 <u>22番16号</u>	小泉八雲熊本旧居	熊本市中央区安政町2番6号	リデル、ライト両女史記念館	熊本市中央区黒髪5丁目23番1号	徳富記念園	熊本市中央区大江4丁目10番33号	横井小楠記念館	熊本市東区沼山津1丁目25番91号	御馬下の角小屋	熊本市北区四方寄町1274番地	後藤是山記念館	熊本市中央区水前寺2丁目6番10号	<u>【新設】</u>		<p>ジェーンズ邸全壊（熊本地震のため）による移転に伴う位置の変更。</p> <p>大江旧居はジェーンズ邸と同一敷地内にあり、もともと公開されていなかった。ジェーンズ邸が地震により全壊したため、大江旧居を特別公開したところ、入館者が多かったため、記念館として新設するもの。</p>
名称	位置																																									
夏目漱石内坪井旧居	熊本市中央区内坪井町4番22号																																									
熊本洋学校教師ジェーンズ邸	熊本市中央区水前寺公園 <u>12番10号</u>																																									
小泉八雲熊本旧居	熊本市中央区安政町2番6号																																									
リデル、ライト両女史記念館	熊本市中央区黒髪5丁目23番1号																																									
徳富記念園	熊本市中央区大江4丁目10番33号																																									
横井小楠記念館	熊本市東区沼山津1丁目25番91号																																									
御馬下の角小屋	熊本市北区四方寄町1274番地																																									
後藤是山記念館	熊本市中央区水前寺2丁目6番10号																																									
<u>夏目漱石大江旧居</u>	<u>熊本市中央区水前寺公園 21番16号</u>																																									
名称	位置																																									
夏目漱石内坪井旧居	熊本市中央区内坪井町4番22号																																									
熊本洋学校教師ジェーンズ邸	熊本市中央区水前寺公園 <u>22番16号</u>																																									
小泉八雲熊本旧居	熊本市中央区安政町2番6号																																									
リデル、ライト両女史記念館	熊本市中央区黒髪5丁目23番1号																																									
徳富記念園	熊本市中央区大江4丁目10番33号																																									
横井小楠記念館	熊本市東区沼山津1丁目25番91号																																									
御馬下の角小屋	熊本市北区四方寄町1274番地																																									
後藤是山記念館	熊本市中央区水前寺2丁目6番10号																																									
<u>【新設】</u>																																										

<p>第3条・第4条 (略) (入館の制限)</p> <p>第5条 委員会は、次の各号の<u>いずれかに</u>該当する者に対しては、入館を拒み、又は退館させることができる。</p> <p>(1) 記念館の施設、展示資料又は樹木等を<u>毀損する</u>おそれがあると認められる者</p> <p>(2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となるおそれのある物品若しくは動物の類を携行する者</p> <p>(3) その他記念館の管理上支障があると認められる者</p> <p>第6条～第14条 (略)</p>	<p>第3条・第4条 (略) (入館の制限)</p> <p>第5条 委員会は、次の各号の<u>一</u>に該当する者に対しては、入館を拒み、又は退館させることができる。</p> <p>(1) 記念館の施設、展示資料又は樹木等を<u>き損する</u>おそれがあると認められる者</p> <p>(2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となるおそれのある物品若しくは動物の類を携行する者</p> <p>(3) その他記念館の管理上支障があると認められる者</p> <p>第6条～第14条 (略)</p>	<p>規定の整備</p>
--	---	--------------

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。